

## 第5回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年5月7日（火）
- 2 開会日時及び場所  
令和6年5月7日（火） 午後2時00分  
吾妻町ふるさと会館
- 3 閉会日時 令和6年5月7日（火） 午後2時55分
- 4 委員氏名

### (1)出席者（16名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	4番 池田 兼三	5番 山崎 正典
6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美	9番 徳永 玉義
10番 草野有美子	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博	14番 東 康敬
15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治	19番 馬場 保

### (2)欠席者（3名）

3番 田島 真一	11番 栄木 正孝	18番 林田 剛
----------	-----------	----------

### 5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	酒井 伸也

### 6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第23号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第24号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第8 報告第4号 非農地通知の発出について

---

午後2時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。草野有美子委員が少し遅れるそうで、あと、欠席

委員が3名いらっしゃいますけれども、それ以外の方はおそろいの方ですので、ただいまから令和6年第5回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

議事進行上発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、林田剛委員、田島委員、栄木委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、こんにちは。

ようやく連休も過ぎたようでございますけれども、天気が悪く農作業等々の影響があるように思います。そういう中で、ご多忙の中、ご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、第5回総会を始めたいと思います。

ただいまから、令和6年第5回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、4番、池田兼三委員、5番、山崎正典委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから日程第8、報告第4号、非農地通知の発出についてまでの議案6件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第19号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号1番から9番まで、9件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長をお願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号1番から4番です。

申請番号1番は、耕作できないため、隣接農地の耕作者が譲り受ける案件です。

申請番号2番も、耕作できないため、自宅側の農地を譲り受ける案件。

申請番号3番は、耕作できないため、家庭菜園程度で農業を始めたいと自宅の側の農地を譲り受ける案件です。

申請番号4番は、耕作できないため、農地を購入する人を探していたところ、事務局に近くで購入できる農地を探してもらえないかと相談しに来られた譲受人に推進委員を介して話をしてもらい、まとまった案件です。

申請番号1番から4番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号1番から4番について、ご質問がありましたらお願いします。ご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号5番から6番です。

申請番号5番は、譲受人が規模拡大のため、譲り受ける案件。

6番は、譲受人が耕作利便のため、譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号5番から6番についてご質問がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この5番というのは、規模拡大のため買う、相手方の要望と書いてあるんですけど、反当たり50万円以内で、売り手じゃなくて買い手で、そがん安いと。

○委員（2番 内田 弘幸君） 5番の件ですけど、この売主のほうがちょっといろいろ家庭内であって、もう買うてくれと。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質問がないようですので、続きまして、西部調査会長をお願いします。

○委員（4番 池田 兼三君） 議席番号4番、西部調査会副会長の池田です。

西部調査会関係分は、申請番号7番から9番です。

申請番号7番は、相続人不在のため、相続財産管理人がついた案件で、その所有する農地等を一括して処分する案件です。中には、現況地目が山林になっているところがありますが、所有権移転後、

新しい所有者が手続をするということで申請書を受理しています。

8番と9番は借受者が同一なので一括して協議してください。どちらも耕作できないため、借受人である法人が許可を取って耕作する案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号7番から9番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（6番 本田 浩君） 6番、本田ですけど。

○議長（馬場 保君） 本田委員。

○委員（6番 本田 浩君） 評価額での売買ですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 資料のほうにもありましたけれど、固定資産税評価額での売買となっています。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 調査会でも言ったわけですけども、この売買価格ですね、これを10アール当たりいくら、全体額いくらとか、ばらばらな形で記載をしてある。統一してもらいたいということで、またここでお願いをしたいと思います。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、農業委員会総会の中の意見があつて、受付の段階では、10アール当たりとか反当たりで統一しているんですけども、どうしてもできない場合はこのような形のものも、たまには出てくるというふうに認識してもらえればと思いますけれども。（発言する者あり）ハウスとか別にということで意見はあつたわけですけども、どうしてもハウスとどうしても別々にやる、算定できないということで、どうしても今の段階では、ハウス込みで上がってきているのもありますけれども、平均の評価額を出す場合には、そういったものは例外として外してから算定するようにしたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第19号、申請番号1番から9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第20号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第20号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号1番の1件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、西部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（4番 池田 兼三君） 議席番号4番、西部調査会副長の池田です。

西部調査会関係分は、申請番号1番です。

申請番号1番は、農振白地、南串山支所から300メートル以内にある農地で第3種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。許可に関して特に問題はないものと思われま

す。申請番号1番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第20号、申請番号1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第21号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第21号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号1番の1件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号1番です。

この案件については、令和5年7月5日付5雲農委指令第104号で許可していたもので、申請目

的は、駐車場及び運動場用地です。変更理由につきましては、現在の施設があるところが、長崎県ため池浸水想定区域に指定されたことから、子供たちの安全、安心を考え、この申請地とこの後出てくる第5条の転用申請番号1番の申請地を園庭で転用申請しようとするものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第21号、申請番号1番は、申請どおり認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり認めることに決定しました。

次に、日程第5、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第22号の朗読〕

議案書12ページ、申請番号1番から4番の4件の申請があっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号1番です。

申請番号1番の申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。しかしながら転用目的が地元の保育園の園庭としての転用で、例外規定の集落接続で集落になくてはならない施設として許可できるものと判断しました。先ほどの計画変更の案件で説明したとおり災害区域に指定されたことで、園庭として転用し、その後、社福として受けられる補助金が決定次第、保育施設を建て替えて、この場所に移転してくるものと思われれます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号2番から3番です。

申請番号2番の申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。集落に接続していることから許可できるものと判断しました。面積については100m<sup>2</sup>ほど超過していますが、分筆上、入口部分が必要なこと、また申請地及び残地の整形が整うよう線を入れたため、この面積になってしまったということで、特に問題ないものと思われます。

続きまして、3番の申請地は農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。面積は220m<sup>2</sup>ほどオーバーしておりますが、土地自体不整形地であり、なおかつ残地については家庭菜園で使用することになっていきますので、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号2番から3番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長をお願いします。

○委員（4番 池田 兼三君） 議席番号4番、西部調査会副会長の池田です。

西部調査会関係分は、申請番号4番です。

申請番号4番は、農振農用地で令和5年11月1日付農振軽微変更された農地です。申請目的は農業用施設用地で、倉庫1棟建築予定で、業務上必要な施設で許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号4番についてご質疑がありましたらお願いします。はい、山崎委員。

○委員（5番 山崎 正典君） 高さとかは関係あるとですか、規定。倉庫を建てる。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 道路ば挟んどるけ。

○議長（馬場 保君） 事務局、ちょっと説明を。

○事務局長（高木 謙次君） 特に前の農地に影響がないということで判断されているのであれば、問題ないと思います。

○委員（5番 山崎 正典君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第22号、申請番号1番から4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第23号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書14ページを御覧ください。

〔議案第23号の朗読〕

議案書15ページ、整理番号1番から議案書31ページ、整理番号31番までです。整理番号1番から4番までは賃借に係る案件、整理番号5番から13番までは所有権移転に係る案件、整理番号14番から31番までは、農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、議案第23号に対する質疑を行います。

まず、賃借権設定に係る申請番号1番から4番についてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号5番から13番についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号14番から31番についてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 中間管理機構を通すときに、案件の中に入った中で、もうずっと前も言ったけど、相当前に契約は済んで書類を上げとるわけですたいね。その中で上げて、2か月近くかかって、やっと議案書というのが上がってくるわけ。1回問題になったのが、契約をやって、それで1か月契約だけやって、ちょっと作ることをやめたという案件があつてですよ。その中で、これはもう中間管理機構バンクを通しとるわけだからバンクで何とかやってくれろという相談をしたときに、いや、これはまだバンクは通ってないという返事があって、うやむやになったときがあったわけですよ。そこら辺自体というのはどういう対応をするのか。やっぱり議案書で上がって、ここで通って

初めて契約という形になるわけ。バンクの場合は。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

○事務局長（高木 謙次君） 一応機構のほうで、一応うちのほうとの集積計画を決定した後に、市のほう、市長部局のほうで一応決定をするようになっているんですけども、公告をしてない。

○委員（14番 東 康敬君） そうすんなら、契約を、バンクを通して貸し借りをするじゃないですか。それで業者が署名捺印をやって、書類を上げますよね。上げて2か月ぐらいしてから、やっと、今、議案書に上がってくるわけですかいいね。議案書に上がってきて、ここで通った分がまたバンクに行って、それを審査をやって初めてオーケーということですか。

○事務局長（高木 謙次君） 以前もちょっとあったと思うんですけども、申請、貸主と借主、それと中間管理機構で三者が印鑑をついたものをうちのほうには上がってきます。それについて、総会の中で、その集積計画の決定をした後に市長部局のほうに対して報告をして、そこで一応決定するというような。

○委員（14番 東 康敬君） 契約を、バンクを通してから契約をしてない時点で、農業委員会を通してバンクに行くわけ。バンクからこっちに来るわけじゃないんか。どっちです。

○事務局長（高木 謙次君） 貸主と借主、中間管理機構がそれぞれ印鑑を全部つきますよね。貸主、借主が印鑑をついたやつを機構に一遍上げて、機構のほうは、この貸し借りはうちを通してもいいということで機構が印鑑をついたのが一旦市長部局の公社に入ってきます。それを14日までにうちのほうに上がってくれば、その月の調査会にかけて、翌月の総会にかけることになります。

○委員（14番 東 康敬君） そうすれば、ここで通って、また市長部局に行って、初めて決定ちゅうことですか。

○事務局長（高木 謙次君） そうです。そこには日にちかかりませんので、報告をするまでには、市長部局のほうで市長決裁を受けて公告が、5日に総会があれば10日前ぐらいには公告がおりますので、そこで一応決定になろうかと思えます。

○委員（14番 東 康敬君） 業者が貸し借りの署名捺印をしてから2か月、3か月あっておるわけですか。その間の責任ちゅうのはどういう形なのか。まだ、それは宙ぶらりんな形ということですか。

○事務局長（高木 謙次君） 印鑑をついたのが機構のほうに、バンクのほうに上がっているかどうかです。以前、あったのは、貸す人が遠方にいらっしゃって、借主等はもう既に印鑑をついているんだけれども、貸すほうの遠方にいらっしゃって、なかなか印鑑をついてもらえなくて、借りるほうはもう印鑑をついているんだけど、なかなか上がってこないというふうに認識でおられたんですけども、実際貸すほうの方から印鑑をもらうのが遅かったということで、長引いたというのがあったと思いますけれども。

○委員（14番 東 康敬君） それじゃなくて、両者がお互い例えば支所なら支所に寄ってお互いが署名捺印をするじゃなかですか。それでここに上げるじゃなかですか。今言ったのは、上げたときに、中間的にここで農業委員会の議案書に上がってくるのは今言ったように2か月以上かかるわけでしたい。その間の何かトラブルがあったときの責任分担ですたい。どこが責任持つのか。それはまだ契約をしとらんから、お互いそれはもうちゃらですよという形の中の対応なのか。

○事務局長（高木 謙次君） 農業委員会としては、責任持つ必要はないかと思えますけれども。

○委員（14番 東 康敬君） いや、バンクも責任を持たんわけですたい。結局バンクが正式に契約をするというのを今言ったように、ここで農業委員会上がって、これがまた市長部局に行って、初めて承認ということになるわけでしょう。その間で何かトラブルがあったときの責任分担というのは、全くまだ契約をしとらんから関係ないですよという対応なのか。

○事務局長（高木 謙次君） 大変申し訳ありません。事務局では返答しかねます。

○委員（14番 東 康敬君） 結局貸し借りをしたときには、そういう捺印をしたときには、そこで完成という認識を持つとるわけですたい。しかし、それじゃなくて、正式にきれいに書類がそろって、上がって、農業委員会とバンクもそろって初めて認定をされて、オーケーですよという形ですか。

○事務局長（高木 謙次君） そうですね。基盤強化法の中で農業委員会の決定を経てから決めるようになっていきますので、うちのほうに上がってこなければ、うちのほうは何もしようがありませんので、基本的にうちのほう農業委員会の総会で今上がってきているように、総会にかけて決定をしたのを市長部局に返して、そこで市長決裁をされて報告をされた。その日が貸し借りの始まりになるんだろうと思います。

○委員（14番 東 康敬君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第23号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第24号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書32ページを御覧ください。

〔議案第24号の朗読〕

議案書33ページ、整理番号1番から2番です。資料は別添3を御覧ください。

この議案については、前年まで、中間管理機構を介した賃借のうち、配分先のみを変更する分得上がってきていた案件であります。基盤強化法の改正で配分先のみの変更部分が法の中で削除されていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、(案)として作成し、承認をもらった上で農林部局へ要請するものです。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

議案第24号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑ないようですので、議案第24号、申請番号1番から2番は、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第4号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(酒井 伸也君) 議案書34ページを御覧ください。

[報告第4号の朗読]

議案書35ページ、令和5年度非農地通知の発出一覧です。

この報告については、令和5年度農地利用状況調査の結果、「再生利用が困難な農地」として判定した農地について非農地判断を行い、令和6年3月20日付で非農地通知書を発送したものです。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

報告第4号に対する質疑を行います。質問等ありましたらお願いします。森崎委員。

○委員(15番 森崎 茂徳君) ここで、この非農地判断、送り先不明という、ここの住所が分からんとね。事務局。

○事務局(酒井 伸也君) 死亡されている方とかで……。

○委員(15番 森崎 茂徳君) 所有者は死んだらかも分からん。その身内なんかはおらんと。

○事務局(酒井 伸也君) 農業委員会のデータで相続人とか、家族とかが確認できない方が結構(発言する者あり)はい、いらっしゃった分ですね。

○議長(馬場 保君) 東委員。

○委員(14番 東 康敬君) 非農地通知をもらって、法務局に、例えば、原野に地目変更するやなかですか。そのときには、農振は入ったまま地目変更ができるのか、それとも農振を外さんと地目変更ができるのか、そこらんところはどうか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 農振入っているか入っていないかにかかわらず、その地目変更はできる……。

○委員（14番 東 康敬君） できるんです。

○事務局（酒井 伸也君） はい。

○委員（14番 東 康敬君） ほんなら農振に入ったまま、地目は原野、山林に地目は変更してもいいということですかいいね。

○事務局（酒井 伸也君） そうですね。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかが質疑がないようですので、報告第4号に対する質疑を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもって、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時55分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 5月 7日

議 長

署名委員

署名委員